## 新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力依頼を踏まえた 本市の対応について

## ■概要

新型コロナウイルス感染症につきまして、令和3年10月20日に、埼玉県の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、現在、感染状況が落ち着いていることから、イベント等の開催に係る要請等を除き、10月24日をもって段階的緩和措置等を終了することとし、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」が示された。

そこで、市では、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

## 1 市有施設の取扱いについて

令和3年10月25日(月)以降、徹底した感染防止対策を講じ、主催者に徹底させることを条件に開館する。

なお、原則、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に準じて対応するものとする。

また、施設を利用して行われるイベント等については、10月30日までは、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「イベント等の開催」における要請等の遵守について、主催者に協力を求める。

学校体育施設開放事業については、上記と同様の取扱いとする。

## 2 市主催イベント等の取扱いについて

令和3年10月30日(土)まで、市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

なお、原則、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「イベント等の開催」を遵守しつつ、「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に 準じて対応するものとする。